

マイナンバーカードをまだお持ちでない方へ

▶ 問合せ 総務課住民係 ☎ 24-5111 (内線115・116)

期間限定で時間外交付窓口を開設(要予約)

平日の開庁時間(8時30分から17時15分まで)内にマイナンバーカードの受け取りが困難な方を対象に、期間限定で時間外交付窓口を開設します。仕事や学校などの事情により、ご本人が役場に行くことが難しい方は、ぜひこの窓口をご利用ください。

時間外交付窓口を利用される際は**事前に電話予約**が必要です

◆対象者

マイナンバーカードを申請された方で、昭和村から「個人番号カード交付通知書・電子証明書発行通知書 兼 照会書」が届いている方が対象です。すでにマイナンバーカードをお持ちの方で、電子証明書が3カ月以内に有効期限切れとなる方も、更新手続きが可能です。

◆開設期限

令和4年3月31日まで(土日・祝日除く)

※予約の状況により週2日程度の開設となります。

◆延長交付受付時間 17時15分から19時まで

◆開設場所 昭和村役場 総務課住民係

◆予約方法

月曜日から金曜日(祝日を除く)の8時30分から17時15分までの間に電話で予約をしてください。なお、交付通知書を紛失した場合は、事前にご相談ください。また、予約状況によりご希望に添えない場合もあります。※時間外交付窓口では住所変更届の受付や、各種証明書の発行等は行いません。

くらしを便利に！ マイナンバーカード

身分証明書になる！

ライブ会場の入場、
携帯電話の契約、
会員登録などとして
使えます。



健康保険証として 使える！



一部の医療機関・薬局で
対応しています。
ピットかざすだけで
便利に使えます。

スマホ・パソコンで ラクラク！

- ・オンラインで確定申告
ができる。
- ・マイナンバーカードの読
み取りに対応しているス
マートフォン、またはIC
カードリーダーとパソコ
ンが必要です。



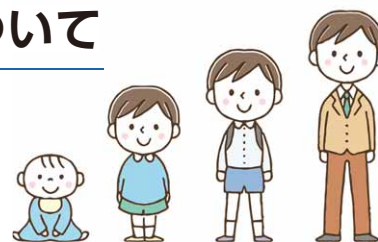
訂正

令和3年度 子育て世帯への 臨時特別給付(先行給付金)の支給について

▶ 問合せ 保健福祉課福祉係 ☎ 24-5111 (内線131)

先月号(令和3年12月号)の広報しょうわで、児童1人につき5万円の臨時特別給付金を支給することのお知らせを掲載しました。その直後、令和3年12月15日に、クーポン券分を現金で給付することが可能であると、国から新たな指針が示されました。

これを受けて、**昭和村では現金10万円を一括で給付すること**としましたので、一部訂正させていただきます。



また、村では給付金支給にあたり、国の給付金の対象外となっている所得制限を撤廃しました。これにより、**すべての子育て世帯が臨時特別給付金の支給対象**となります。

詳しくは村からの通知「子育て世帯への臨時特別給付金支払決定通知書」をご確認ください。